

基本自治条例第17条の規定に基づき、委員の一部を公募します



八雲町広報懇話会委員を募集します

広報やくも、町勢要覧、町民便利帳は、町民の皆さまに対し、国、道および町の施策についての正しい知識を周知し、町政に対する関心および理解を深めて頂くことを目的に発行しています。町民のニーズにあつた情報や話題を提供し、町民に親しまれるより良い紙面づくりを推進するための懇話会委員を次のとおり公募します。

【公募人数】 4名以内

【応募資格】

平成28年7月1日現在、満20歳以上で八雲町在住の方

【任期】 2年間

(平成28年8月1日～

平成30年7月31日)

【報酬】 無報酬

【開催回数】 年1～3回程度

【応募方法】

電話または窓口にお越しのうえお申し込みください。

【選考方法】

応募多数の場合は抽選により決定します。

【応募期限】 6月30日(木)

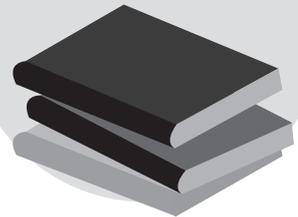
【申し込み・問い合わせ先】

企画振興課協働推進係

☎ 0137-62-2300



教科書展示会を開催します



平成29年度に使用される教科書の見本を展示します。子どもたちが学校でどのようなことを学ぶのに興味はありませんか。どなたでも閲覧できますので、多くの方のご来場をお待ちしています。

【会場】 公民館 1階ロビー

【展示期間】

6月17日(金)～30日(木)

平日

午前9時～午後10時

・土日祝

午前9時～午後5時

【展示教科書(教科用図書)】

小学校、中学校、高等学校

(平成29年度使用分)

【問い合わせ先】

学校教育課施設係

☎ 0137-63-3131

自治基本条例って何ですか vol.11

前回のVol.10(平成28年1月号)では自治基本条例の第3章(町民参加と協働)第14条第1項(3)～(7)について解説しました。今号では、第14条第2項を紐解いていきます。

第3章(町民参加と協働) 自治基本条例-第14条(町民参加の推進)

第14条 行政は、次の事項を実施するときは、町民の参加を推進し、町民の意思を行政活動へ反映します。

第1項 (前回解説のため略)

第2項 法令の規定による事項、緊急その他やむを得ない理由がある事項、又は別に規則に定めるところにより常に町民参加を求めることが困難もしくは不適當である事項については、町民参加を求めないことができます。

解説

第14条では、行政がどのようなときにどのような方

法で町民参加の手続きをを行うのかについて定めており、第2項では町民参加を義務づけない項目について明記しています。例) 法令の規定によって実施するもの、緊急その他やむを得ない理由があるもののほか、施行規則第2条に該当する事項は、義務づけから除外されます。

【条例施行規則 第2条】

(1) 基本条例第14条第2項に規定する常に町民参加を求めることが困難若しくは不適當である事項とは、次に掲げるとおりとする。

【第1号関係】

町道、普通河川、町営住宅、上水道(簡易水道を含む。)、下水道及び個別排水処理施設の新設及び改良の決定。

【第2号関係】

公の施設の新設又は改良の決定であつて、当該新設又は改良に係る事業費が2,000万円未満と見込まれる場合。

【第3号関係】

公の施設の改良であつて、法令等に基づく基準により当該施設に要求される構造及び機能等の水準を確保することを主な目的とする場合。